

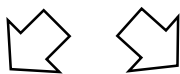
○令和6・7年度名簿での仕組み

- ・経常JVの申請において新たに当初申請での受付を開始し、4月1日付けで名簿に登載する。
- ・6月1日付けの名簿登載を開始する。

当初申請

当初申請受付期間：9月15日～11月15日

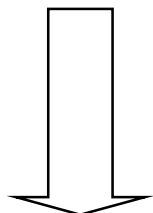
経常JVの申請をするためには、全ての構成員が入札参加資格の当初申請をしている必要があります。



各構成員の格付等級のお知らせは例年通り3月上旬を予定しています。

構成員の組合せの要件を満たしており、名簿登載見込みとなった場合

構成員の組合せの要件^{※1}を満たしておらず、名簿に登載されない見込みとなった場合 等



当初再申請受付期間：3月中旬

申請の取り下げ^{※2}を行い新たな組合せによる経常JVの再申請を受付します。



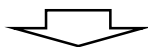
名簿登載：4月1日付け

4月1日からの入札参加が可能です。
電子入札システムへの反映は5月頃を予定しており、それまでの間は紙入札となります。

随時申請

随時申請受付期間：4月中旬～下旬

6月1日登載に向けた申請の受付を実施します。



名簿登載：6月1日

6月1日付けの名簿登載となります。

※1 構成員の組合せの要件：①申請する業種全てについて同一等級又は直近等級に属する者。

②申請する業種全てについて新たに経常JVに付される等級が、構成員の等級のうち最上位等級又は直近上位等級となる者。

※2 申請の取り下げ：資格者名簿に登録された経常JVの構成員は、他の経常JVの構成員として登録できないため、再申請前に、従前の申請を取り下げる必要があります。

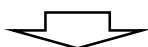
○これまでの仕組み

- ・経常JVの資格審査申請は、随時申請のみを受付けており、7月1日付けが最も早い名簿登載。

随時申請

随時申請受付期間：4月中旬～

全ての構成員の名簿搭載後に経常JVの申請を受付



名簿登載：7月1日以降

最速でも入札参加資格者名簿に登載されるのは7月1日付け